

広尾町交通安全計画

平成28年度～平成32年度（第10次）

広 尾 町

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法が制定された。これに基づき、第9次にわたる広尾町交通安全計画を作成し、昭和46年以降、指定地方行政機関、北海道、町及び関係民間団体等が全般にわたる交通安全対策を強力に実施してきた結果、陸上交通の安全対策は、着実な進展を続けてきたところである。

しかしながら、近年、自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加、また、町民生活や経済活動の24時間化等により、道路交通事故による死傷者数は依然として高い状態で推移しており、事故そのものを減少させることが求められている。

このような状況から、交通事故の防止は、従来にも増して、行政機関、関係民間団体、さらには、町民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題となっており、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進していかなければならない。

交通の安全に関する施策は多方面にわたっているので、関係機関が相互に密接な連携を保ち、総合的かつ効果的に実施するものとする。

また、同時に交通安全に関する施策は、町民生活に直接関わるものが多く、この施策の推進に当たっては、町民の十分な理解を求めるとともに、町民が主体的に行う交通安全総点検等により、町民一人一人が自ら取り組む交通安全活動を推進するものとする。

目

次

第1章	計画の性格及び対策・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	道路交通の安全・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1節	道路交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向・・・	2
1	道路交通事故のすう勢・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1)	道路交通を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)	交通事故の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	道路交通安全対策の今後の方向・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1)	高齢者等の交通安全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	幼児・児童の交通安全教室の強力な推進・・・・・・・・	3
(3)	シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底・・・	3
(4)	安全かつ円滑・快適な道路環境の整備・・・・・・・・	3
(5)	町民の意識改革・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(6)	安全運転の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(7)	冬期における交通安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(8)	救助・救急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(9)	被害者対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(10)	町民参加型の交通安全活動の推進・・・・・・・・	5
3	第9次広尾町交通安全計画における目標・・・・・・・・	5
第2節	講じようとする施策・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1)	人優先の安全・安心な歩行空間の整備・・・・・・・・	6
(2)	交通安全施設等整備事業の推進・・・・・・・・	6
(3)	効果的な交通規制の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(4)	総合的な駐車対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(5)	災害に備えた道路交通環境の整備・・・・・・・・	7
(6)	その他道路交通環境の整備・・・・・・・・	8

2	交通安全思想の普及徹底・	9
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進・	9
(2)	交通安全に関する普及啓発活動の推進・	12
(3)	交通の安全に関する民間団体等の主体的 活動の推進等・	14
3	安全運転の確保・	14
(1)	運転者教育等の充実・	14
(2)	運転管理の改善及び運行管理の充実・	15
(3)	交通労働災害の防止等・	15
(4)	道路交通に関する情報提供の充実・	15
(5)	自動車運送事業にかかる安全対策の充実・	16
(6)	自動車の点検整備の充実・	16
(7)	自転車の安全性の確保・	16
4	道路交通秩序の維持・	17
(1)	一般的事項・	17
(2)	自転車利用者に対する街頭指導の推進・	17
5	冬道における交通安全の確保・	17
(1)	効果的で重点的な事故対策の推進・	17
(2)	円滑・快適で安全な冬季道路交通環境の整備・	17
(3)	人優先の安心・安全な歩行空間の整備・	17
(4)	冬季の交通安全思想の普及徹底・	18
6	救助・救急体制等の整備・	18
(1)	救急・救急体制の整備・	18
(2)	救急関係機関の協力関係の確保等・	19
7	損害賠償の適正化等・	19
(1)	無保険（無共済）車両対策の徹底・	19
(2)	損害賠償の請求についての援助等・	19

第1章 計画の性格及び対策

1 趣旨及び根拠

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、住民の生命、身体及び財産を保護するため、広尾町の区域における陸上の交通安全に関して、道に準じた施策とともに、広尾町の地域特性に応じた施策を実施することを目的として、広尾町が作成するものである。

2 位置付け及び期間

この計画は、平成28年7月19日に北海道交通安全対策会議が決定した「第10次北海道交通安全計画」に基づいており、平成28年度から32年度までを計画期間としている。

3 性格及び内容

この計画は、広尾町の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱であり、道路交通の安全に関する対策の今後の方向を講じようとする施策などを内容としている。

4 交通安全対策

交通社会を構成する人、自動車等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三要素について、適切かつ効果的な施策を総合的に策定する。

第2章 道路交通安全

第1節 道路交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

1 道路交通事故のすう勢

(1) 道路交通を取り巻く状況

近年の社会情勢は、安全で快適な生活環境の確保、地球環境の保全、過疎化、少子高齢化、核家族化の進行、十勝港の開港による国際化の進展、情報技術の高度化等ますます複雑化・多様化が進行している。

本町においては、道路の新改築など一定の整備が進められているが、鉄道が無く、公共交通はバスに限られており、自家用車を含む自動車による移動や輸送に大きく依存しなければならず、1家に2台以上の自家用車を保有する家庭が増加し、それに併せて自動車の交通量・交通台数も増加すると思われる。人間の過失に基づく交通事故の発生の可能性を小さくするための車両専用道路の確立や道路交通システムに関する技術革新が望まれるが、当分の間、本町の道路交通を取り巻く情勢は依然として厳しいものと予想される。

(2) 交通事故の推移

本町の交通事故は、過去5ヵ年（平成23年～27年）の平均では、発生件数7.6件、死者数0.4人、負傷者数7.2人となっておりH18年～H22年の5ヵ年の平均に対して減少傾向にある。近年の広尾町における交通事故の特徴を見ると

- a) 事故に占める車両相互事故の割合が高く、発生件数では7割強となってきた。
- b) 高齢運転者と女性運転者が第一当事者となる事故が多い。
- c) 一時不停止及び、前方不注意等の安全運転義務違反に起因する事故の発生が多い。
- d) 加害者、被害者ともに高齢者となるケースが多くなっている。

2 道路交通安全対策の今後の方向 【重点施策】

質的量的に変化している道路交通環境を背景とした厳しい道路交通事故状況に的確に対処していくためには、人命尊重の理念の下に、交通事故のない安全な交通社会を実現することを理想として、社会的・経済情勢の変化を踏まえて、交通事故の実態に十分対応した諸対策を積極的に推進していく必要がある。交通安全対策の推進に当たっては、交通事故に関する情報の収集・分析、抑制、予防対策を図ること

が重要である。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、町民参加型社会の進展、少子高齢化、高度情報化等の社会情勢の変化に対応した施策の展開を図り、幼児・児童、高齢者、身体障害者等の交通弱者や交通事故被害者等の立場に留意するとともに、積雪寒冷地である本町の冬期間の交通安全の確保にも十分配慮する必要がある。このような観点から、次の施策を重点に関係機関・団体の緊密な連携の下に総合的かつ計画的に推進することとする。

（１）高齢者等への交通安全対策の推進

高齢化の進行に伴い、今後とも増加が懸念される高齢者の交通事故を防止するため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解してもらうため、老人クラブや関係団体と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

さらに、高齢運転者対策として、関係機関・団体と連携して、高齢者講習の充実及び更新時講習における高齢者学級の拡充に努め、高齢者の身体的な機能の変化を踏まえた適切な個別指導を行う。

（２）幼児・児童の交通安全教室の推進

未来の社会を担う子供達を交通事故から守る交通安全対策が一層求められる中において幼児・児童の時から交通安全についての判断力や危険から身を守るための能力をかん養するため、交通安全教室等の開催を通し啓発、指導を推進する。

（３）シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルト及び、チャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。

また、関係機関・団体と連携し、各種講習や交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果を啓発するキャンペーン等を積極的に行う。

（４）安全かつ円滑・快適な道路交通環境の整備

地域や住民が自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つように主体性を重視する取組みを充実する。

また、交通弱者と言われている方に安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図る。

(5) 町民の意識改革

町民一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するため地域の課題を認識し実態に合った見直しを行い、具体的な目標、方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に積極的に関与して、町民の交通安全意識を高めるために効果的な交通安全運動を組織的・継続的に展開する。現代的課題を踏まえ、幼児から成人に至るまでの発達過程及び高齢者や障がい者等の対象者の特性を考慮した交通安全教育が効果的に行われるよう努めるとともに、参加・体験・実践型の教育の普及を図る。

(6) 安全運転の確保

安全運動の確保の観点から、運転者及び運転免許を取得しようとする者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、運転者教育等の充実に努めるものとする。

特に、今後も増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努める。

また、事業所の運転者による交通事故を防止するために、関係機関・団体と連携して、安全運転管理者等に対する講習を充実させ、安全意識の向上に努めるとともに事業所内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

さらに、自動車運送事業者に対して、関係機関・団体と連携して、運行管理者等に対する講習水準の向上を目指し、過労運転や過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底、国が構築状況を評価・助言する運輸安全マネジメント制度の浸透・徹底、ほか点呼時におけるアルコール検知器の使用義務の周知徹底を図る。

自転車の安全な利用を確保するため、自転車利用者に対して規格や基準に適合した自転車を利用することや、通行に当たっての安全意識及び点検整備意識の徹底と自動車事故による被害者の救済に資するため各種保険の加入促進に努める。

そして、自転車の夜間及び薄暮時における交通事故を防止する観点から、灯火の取付けの徹底と反射材取付けの普及促進を図る。

(7) 冬季における交通安全の確保

冬季期間の安全、安心な交通の確保を図るため、吹雪による視程障害、積雪による道路の幅員減少、路面凍結による交通渋滞やスリップ事故等、冬季の特殊な環境に対応した対策が特に不可欠である。

そのため、これまで述べてきた通年に係る施策に加え冬季の交通安全に関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するものとする。

（８）救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の充実を図る。特に、負傷者の救命率や救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療・応急処置等を実施するための体制の充実を図るほか、事故現場における応急手当の普及等を推進する。

（９）被害者対策の充実

交通事故被害者等の心情に配慮し、交通事故相談所、警察署、交通安全活動推進センター等の関係機関・団体との連携を図り、交通事故当事者に対し広く相談を受ける機会や被害者支援の積極的な充実を図る。

また、町の広報誌等、広報媒体を積極的に活用して交通事故相談活動の周知徹底を図る。

（１０）町民参加型の交通安全活動の推進

交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動の重点項目、実施計画等について広く住民に周知することにより、町民参加型の交通安全運動の充実・発展を図る。さらに、地域・職域の実態、住民のニーズ等を踏まえた実施に努めるとともに地域・職域の実情に精通し、地域に密着した活動が期待できる町内会、交通関係団体及び民間団体の活動の活性化と住民が主体的に参加する交通安全総点検等の自主的な交通安全活動を推進する。

３ 第１０次広尾町交通安全計画における目標

第１０次広尾町交通安全計画に基づく交通安全対策を総合的かつ強力で推進することにより、交通事故発生件数の増加に歯止めをかけ、第９次広尾町交通安全計画で策定されていたが達成することができなかった年間２４時間死者数をゼロにすることが目標である。

そのため、関係機関とより一層の連携を図り、町民の理解と協力の下、第２節に掲げる諸施策を総合的かつ強力で推進する。

第2節 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 通学路等の歩道整備等の推進

児童や幼児の通行の安全を確保するため通学路等の歩道整備を推進するとともに押ボタン式信号機、横断歩道の拡充により通学路等の安全を図る。

イ 生活道路における交通安全対策の推進

ア) 歩道の整備、歩行空間のバリアフリー化等により、安心して移動できる歩行空間を整備するとともに車両速度の制御、通過交通の抑制等の面的かつ総合的な事故抑制対策をする道路構造等により歩行者や自転車の通行の安全を確保する。

イ) 歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間等について、改築事業等による整備と併せて高齢者、障がい者等が円滑な移動を阻害する要因となっている歩道及び自転車道等の整備を実施するものとする。その際、快適な通行空間を十分確保した幅の広い歩道の整備を考慮する。

(2) 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図るとともに、交通事故発生状況等を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。

ア 交通の安全の確保

死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点等を事故危険箇所として選定の上、歩道を含めた交通安全施設等を整備し、対策実施箇所の死傷事故の抑止を図るものとする。

イ 関係機関との協議

警察、道路管理者等、関係機関と協議を行い安全な道路交通環境の整備を図る。

(3) 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路構造、交通安全施設の整備状況、交通量等の実態に応じた効果的な交通規制を行うとともに、既設の交通規制の見直しを実施するよう、関係機関に対し要望する。

ア 市街地における交通事故の防止を図るため、駐停車禁止、車両通行止め等の協議要望を行う。

イ 交通事故の多発地域においては、追い越しのための右側はみ出し、通行禁止・速度規制等の協議要望を行う。

(4) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑化を図り、市街地機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況に応じた総合的な駐車対策を推進する。

ア 秩序ある駐車場の推進

(ア) 市街地における無秩序な路上駐車を抑制するため、危険性、迷惑性の高い違法駐車に対し取締りの強化を関係機関に要請する。

(イ) 違法な駐停車が交通事故を引き起こす原因になっている場合、速やかな指導取締りの強化を関係機関に強く要請し、違法駐停車を抑止して交通の安全と円滑化を図る。

イ 駐車場等の整備

市街地空間の有効利用を図りながら、公営等の駐車場の整備を図る。

ウ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、町民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、住民の理解と協力を得ながら、違法駐車締め出し気運の醸成、高揚に努める。

(5) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

また、豪雨、豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワーク確保するため道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備を推進する。

イ 災害発生時における交通規制

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。

また、災害対策基本法（S36年法律第223号）による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、信号抑制により被災地への車両の流入を抑制

するとともに災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供する。

ウ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ等ＩＴを活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

(6) その他の道路交通環境の整備

ア 自動車利用の効率化

乗用車の平均乗車人数の増加及び貨物自動車の積載率の向上により効率的な自動車利用を推進するため、自動車相乗りの促進、共同配送システムの構築等による物流の効率化等の促進を図る。

イ 道路占用の適正化等

(ア) 道路の占用の適正化

工作物の設置、工事、その他各種イベント等のための道路の使用及び占用の許可については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、適正な運用を行うとともに、道路占用物件等の維持管理の適正化を図る。

(イ) 不法占用物件等の排除

道路交通の支障となる不法占用物件等については、強力な指導取締りによりその排除を行うとともに、不法占用等の防止を図るための啓発活動を積極的に行う。

(ウ) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和２７年法律第１８０号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

(エ) 自転車対策の推進

自転車を歩行者、自動車と並ぶ交通手段の一つとして安全かつ円滑に利用できる自転車利用空間を整備する。

また、信号をより守りやすくするために「歩行者の待ち時間の長い押しボタン信号の改善」についての点検及び見直しを関係機関に要請していく。

(オ) 子供の遊び場等の確保

子供の路上遊戯等による交通事故の防止を図るため、幼児及び児童を対象と

した既存の児童遊園地・幼稚園・保育所グラウンドの活用を図る。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成するため、人間の成長過程に合わせた生涯にわたる学習として推進する必要がある。

このため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用し、幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的に交通安全教育を行うとともに高齢者に対する交通安全教育を推進する。更に、自転車を利用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎としての自転車の安全利用に関する指導の推進を図る。

交通安全教育・普及啓発活動の推進については、国、北海道、広尾町、警察、学校、関係団体及び家庭が相互に連携を図り、地域ぐるみの活動として取り組むものとし、町民が交通安全の重要性を十分認識し、安全な交通行動を実践できるよう必要な情報の提供、参加・体験・実践型の講習の実施、民間の指導者や教職員等の指導力の向上及び教材の充実等を図る。

学校においては、学習指導要領に基づき、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導を通じ、また、家庭においては、子供、父母、祖父母等家族が日常生活の中で、各世代が交通安全についてお互いに注意を呼びかけ合うことにより、交通安全は家庭からという意識の高揚を図ることが重要である。このため、関係機関・団体等が一体となって交通安全思想の普及徹底に努める。

（1）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識を習得させることを目標とする。このため、幼児の特性等を踏まえた手法により交通安全教育を行うとともに、幼児に影響力の大きい保護者に対しても、日常生活の中で繰り返し交通ルール等を教えることの重要性についての認識を深める必要がある。

幼稚園及び保育所においては、家庭及び関係機関と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を効果的、計画的かつ継続的に行うために、紙芝居や視聴覚教材等を活用した分かりやすい指導の推進を図る。

家庭においては、交通安全についての適切な指導や話し合い等が行われるよう、

両親が中心となって安全教育ができるような教本や広報啓発活動等によって資料提供をする。

また、家庭における幼児の交通安全教育の重要性を認識させるために、子供と親が共に学ぶ「子ぐまクラブ」の充実を図り、活動の強化を推進する。

イ 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。このため、児童の学年に応じた手法により、歩行者の心得や自転車の正しい乗り方について指導する。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「体育」、道徳、学級活動、児童会活動、学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、交通ルールの意味及び必要性等について交通安全教育を実施する。

関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

更に通学路においては、交通安全専任指導員と連携・協力と図りながら安全な行動の指導を実施する。

ウ 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮できる心を育てることを目標とする。

このため、中学生の関心及び理解を踏まえた手法により交通安全教育を行なうとともに、自主的に技能及び知識を習得する意識を高めるよう配慮する。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら教科「保健体育」、道徳、学級活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について交通安全教育を実施する。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、生徒に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

エ 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特

に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、自動車等の運転免許を取得することが可能な年齢に達することから、交通社会の一員として責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標とする。このため、高校生の道路の通行態様に関連した交通事故統計や身近な交通事故事例等を用いるなど、高校生の関心や理解力を踏まえた交通安全教育を行う。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「保健体育」、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車と自動車の特性、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから交通社会人としての責任とともに車の特性や安全な運転についての知識の習得を図るため、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。

特に、二輪車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、関係機関・団体等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図る。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、生徒に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

オ 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努めるものとする。地域・職場における各種講習会や安全運転を具体的に教える実践的・体験的な講習会を開催するほか、交通安全団体・機関と連携して、交通事故被害者等の心情等、交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・モラルの向上を目標として交通安全教育を行う。また、重大な交通事故に直結するおそれの高い、悪質・危険な運転や違法駐車防止等を中心に自発的な安全行動を促すことにより、運転者としての社会的責任を自覚させる。そして、交通安全教育に必要な知識と優れた指導力を身に付けた指導者の養成に努める。

カ 高齢者に対する交通安全教育

加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。また、高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体と連携して個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、高齢者の事故実態に応じた講習を行う。そして、反射材用品の活用等、交通安全用品の普及にも努

めるものとする。このため、老人クラブ等や関係団体と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

キ 障がい者に対する交通安全教育

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じた、交通安全教育を推進するものとする。

また、電動イスを利用する者に対しては、製造メーカー等で組織される団体等と連携して、購入時の指導・助言を徹底するとともに、安全利用に向けた交通安全教育の促進に努める。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

町民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進するための運動として、関係機関・団体は、運動と活動の実態に合った見直しを行い、それぞれの組織の役割を明確化し、より一層連携を深め、町民の交通安全意識を高めるために効果的な交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の重点項目としては、高齢者の交通事故防止、子供の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の追放、夜間（特に薄暮時）における交通安全、自転車の安全利用の推進、違法駐車等の排除等、町内の交通情勢に即した事項を設定する。

また、交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動の重点項目、実施計画等について広く住民に周知することにより、町民参加型の交通安全運動の充実を図る。

さらに、地域や職域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、地域・職域の事故実態、住民のニーズ等を踏まえた実施に努め、交通事故を身近なものとして意識させ、実態に応じた運動を推進する。また、事後に、運動の効果を検証・評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配意する。

イ シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底等

自動車に乗車中の死亡事故は、シートベルトを着用していなかった人の割合が高いことなどを踏まえ、後部座席を含めたシートベルトとチャイルドシートの必要性和効果について広く理解を求め、着用率の向上と幼稚園、保育所、関係機関等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発と指導に努め、正しい着用の徹底を図る。

このため、北海道、関係機関・団体との協力のもと、あらゆる機会・町広報誌・防災行政無線等を通じて積極的に普及啓発活動を展開するとともに、後部座席を含めたシートベルト及び子供を同乗させる場合のチャイルドシートの着用向

上のための運動を展開するとともに、啓発資料等を配布する。

ウ 走行中の携帯電話の使用及びカーナビゲーション装置等の画像の注視の危険性に関する広報啓発

自動車販売店、自動車用品販売店等において、また、各種講習会、交通安全運動等の機会をとらえ、走行中の携帯電話の使用及びカーナビゲーション装置等の画像の注視の危険性について、具体的事故事例等を紹介するなどして周知を図るほか、事業所の安全運転管理者等に対して指導の強化に努める。

エ 交通の安全に関する広報の推進

町民一人一人が交通の安全に対する関心と意識を高めるため、道、町、関係機関・団体等が密接な連携の下に、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、町広報誌、防災行政無線等の広報媒体を積極的に活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者の声を取り入れた広報など、具体的で訴求力の高い内容を継続的に実施する等、実効の挙がる広報を次の方針により行う。

(ア) 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン、さらには、季節や時間帯等の事故原因や対応方法についての継続的な広報啓発等を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の追放、デイ・ライト運動の推進、違法駐車排除等を図る。

(イ) 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、町広報誌、防災行政無線の積極的な活用等を通じて家庭に浸透する広報の充実に努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに、暴走運転、無謀運転、飲酒運転等を追放する。

(ウ) 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、道、町が連携し、情報化に向けインターネット、ホームページ（HP）等を利用した、科学的な事故分析や事故状況、統計等の最新の交通安全に関する資料の提供を行うとともに、全町的な気運の盛り上がりを図るため、報道機関の理解と協力を求める。

オ その他の普及啓発活動の推進

(ア) 高齢者の交通事故防止に関する町民の意識を高めるため、高齢者交通安全マークの積極的な普及・活用を図るとともに、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるよう努める。また、高齢者の運転中の事故を防止するため、高齢運転者標識（高齢運転者マーク）を普及させるとともに、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

(イ) 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態、危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。また、高齢歩行者をは

はじめとする各年齢層の歩行者が、ドライバーから視認性の高い服装や反射材を活用するとともに、自転車灯火の点灯の徹底及び自転車の側面等への反射材用品の取付けを推進するなどをして夜間事故の防止を図る。

さらに、薄暮時における自動車の前照灯の早期点灯を促す。

(ウ) 自転車利用者の交通マナーの向上を図り、自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動を推進する。

(エ) 町民が交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう、事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供に努める。

(オ) 自動車アセスメント情報、安全装置の有効性、自動車の正しい使い方、点検整備の方法に係る情報、交通事故の概況等の情報を取りまとめ、情報の受け手に応じて適切に届けることにより、関係者の交通安全に関する意識を高める。

(3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸事業に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を推進するとともに、団体相互間の連絡強化と、町、道、民間関係団体等による官民一体の交通安全活動推進体制の強化を図り、町民挙げての交通安全活動の展開を推進する。

さらに、交通の安全は住民の安全意識により支えられていることから、安全で良好なコミュニティの形成を図るため、交通安全普及啓発活動に住民が積極的に参加できるような仕組みをつくり、行政と町民の連携による交通安全対策を推進する。

3 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の充実

安全運転を確保するためには運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実が必要である。特に今後増加することが予想される高齢運転者に対して安全運転に必要な知識及び技能を身に付けてもらうため、免許取得時及び免許取得後において実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育の充実を図る。

また、若者や女性層に活用され、事故も多い自動二輪車及び原動機付二輪車の安全対策については、街頭啓発活動をはじめとして、関係機関・団体を通じて安全教

育活動に協力し、事故防止を図るとともに自動車教習所における二輪車運転者に対する教育の充実、特性をとらえた運転者教育を要請する。

そして、今後、自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全の果たすべき、役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組みを一層進める必要がある。

(2) 運転管理の改善及び運行管理の充実

ア 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を充実するなどにより、これらの者の資質の向上を図ることにより、事業所で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう適時安全運転に関する情報提供する。

さらに、事業活動に伴う交通事故防止を促進するため、映像記録型ドライブレコーダー等、安全運転の確保に資する車載機器等を効果的に活用した交通安全教育や安全運転管理の手法等について検討を進め、その普及に向けた働き掛けに努めるものとする。

イ 運行管理の充実強化

自動車運送事業者等に対して、運行管理の徹底を図るため、事業者団体等関係団体を通じての指導を推進する。

(3) 交通労働災害の防止等

ア 交通労働災害の防止

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を行うことにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。

また、これらの対策が効果的に実施されるようガイドラインに基づく教育の実施を推進する。

イ 運転者の労働条件の適正化

自動車運転者の労働時間等の改善を図り、併せて交通事故の防止に資するため、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の履行を確保するため自動車運転者の労働時間等の労働条件の適正化を働きかける。

(4) 道路交通に関する情報提供の充実

道路交通の安全に関係の深い台風、大雨、大雪、地震等の自然現象について、

観測データや予報、注意報・警報及び気象情報の適時・適切な伝達に努める。

また、災害発生時の現地道路交通状況や被災状況を迅速かつ的確に情報収集することにより、関係機関相互が情報共有し、安全で迅速な緊急交通路の確保に努めるとともに、インターネットや防災行政無線等を活用した道路交通に関する災害情報の提供を推進する。

(5) 自動車運送事業にかかる安全対策の充実

円滑な物流サービスを目指すために整備されていく港湾は、流通の拠点として日々交通量は増加し車輛の大型化が進んでいる。そのため、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じて過労運転、過積載の防止等運行の安全を確保するための指導を関係機関と図る。

(6) 自動車の点検整備の充実

ア 自動車点検整備の推進

自動車使用者の保守管理意識を高揚し、点検整備の促進を図るため「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力のもと実施するように努める。

イ 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼす等社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とする不正改造車を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体等の協力のもと「不正改造車を排除する運動」の展開及び広報活動の推進に努める。

(7) 自転車の安全性の確保

環境に優しい交通手段として自転車の役割と位置付けを明確にし、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、増加している歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど安全で快適な自転車利用環境整備を推進する。

また、自転車利用者については自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから交通安全教育等の充実を図る。

さらに、自転車の夜間における交通事故を防止する観点から、灯火の取付けの徹底と反射材取付けの普及推進を図る。

4 道路交通秩序の維持

(1) 一般的事項

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者等のいわゆる交通弱者の事故防止及び事故多発箇所等における重大事故の防止に重点をおいた街頭指導を推進する。

また、シートベルト非着用者に対する指導を強化して、運転者及び同乗者の安全意識及び着用率の向上を図る。

(2) 自転車利用者に対する街頭指導の推進

無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす自転車利用者に対して積極的な街頭指導を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対して関係機関に通報するものとする。

5 冬道における交通安全の確保

(1) 効果的で重点的な事故対策の推進

交通の安全は、地域に根ざした課題であることから、町民のニーズや道路の利用実態、交通流の実態等を把握し、地域における冬季交通の特性に応じた道路環境の整備に努める。

また、積雪寒冷地域である本町においては、冬季の安全な道路交通を確保するため、冬季積雪・凍結路面对策として適切な除雪や凍結防止剤・防滑砂の散布を実施するものとする。

(2) 円滑・快適で安全な冬季道路交通環境の整備

冬季における安全かつ円滑な道路を確保し、良好な道路環境を維持するため道路除排雪の実施、交差点や坂道・スリップ事故多発箇所を中心に凍結防止剤や防滑砂の効果的な散布による冬季路面管理の充実に努める。

特に、市街地においては、運搬排雪、交差点周辺の除雪処理を適切に行い見通しの確保に努める。

(3) 人優先で安全・安心な歩行空間の整備

歩道については、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険性の増大等、冬季特有の障害に対し、通学路等、特に安全で快適な歩行空間の確保が必要

である。そのため、歩道等の適切な除雪の実施や凍結防止剤・防滑砂の散布に努める。

(4) 冬季の交通安全思想の普及徹底

北海道・関係団体等と連携した、冬道の安全運転の知識と技能の向上を図るほか、冬道の交通安全についてのパンフレットを配布し、広報啓発を行う。

6 救助・救急体制等の整備

(1) 救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の充実を図る。特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療・応急措置等を実施するための体制の充実を図るほか、事故現場における応急手当の普及等を推進する。

ア 救助体制の充実

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、消防署における救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を図る。

(ア) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図る。

(イ) 救急救命士の養成

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急措置）の向上のため、医師の指示又は指導・助言の下に高度な応急措置を行うことができる救急救命士の養成を図る。

また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制（救急活動全般に対して、これを広く監修し救急活動の「質の管理」を行うシステム）の充実を図る。

イ 救急現場及び搬送途上における応急措置等の充実

交通事故に起因する負傷者の救命効果の向上を図るため、救急救命士の養成、一般の救急隊員が行う応急処置等の充実を図り、救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実を図る。

ウ 集団救助・救急体制の整備

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備及び救護訓練の実施等、集団救助・救急体制の整備を図る。

エ 救助・救急設備等の整備

救助工作車、救助用資機材、高規格救急自動車、高度救命用資機材等の整備を図り救助活動及び救急活動の円滑な実施を推進する。

オ 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について広く一般に普及する必要がある。このため、心肺そ生法による応急手当の知識・実技の普及を図ることとし関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進するものとする。さらに、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努めるものとする。

また、学校においては、中学校、高等学校の教科「保健体育」や特別活動等において止血法や包帯法、心肺そ生法の実習やAEDの知識の普及を含む各種講習会の開催等により教員の指導力の向上を図る。

（２）救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関・消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係を確保するとともに、救急医療機関内の受け入れ・連絡体制の明確化等を図る。

7 損害賠償の適正化等

（１）無保険（無共済）車両対策の徹底

原動機付自転車、二輪の軽自動車（総排気量250cc以下）等検査対象外の車両を中心として、自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ・掛け忘れに注意が必要であることを広報等を通じて町民に周知し、無保険（無共済）車両の運行の防止を図る。

（２）損害賠償の請求についての援助等

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けるなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから交通事故被害者等のための施策を総合的に

推進する。

ア 北海道の設置する交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係救護機関、団体等との連絡協調を図る。

イ 広報紙等の積極的な活用により、交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

ウ 相談業務関係機関と密接な連携を保ち、交通事故被害者等の損害賠償に関する支援を図る。
